

お知らせ版



2012 / 15

No.230

棚倉町役場
企画情報課 ☎33-2112

軽自動車税に関する手続きはお早めに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在所有している方に課税されます。譲渡、死亡等による所有者の変更または廃車等の手続きをしていない方は、お早めに下記の場所で手続きをしてください。

なお、軽自動車、二輪車（126cc以上）等の下記の手続きは、3月中旬以降たいへん混雑しますので、なるべく3月上旬までに手続きをすることをお勧めします。

車種	手続き場所	手続きに必要なもの	
		名義変更	廃車
原動機付自転車 小型特殊自動車	役場税務課 ☎33-2118	<ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 新所有者の印鑑 旧所有者の印鑑 または譲渡証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート 標識交付証明書 手続きする方の印鑑
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会福島事務所 いわき支所 ☎0246-44-4660 (いわき市中部工業団地4-3)	<ul style="list-style-type: none"> 車検証 新所有者の住民票 新所有者の印鑑 旧所有者の印鑑 または委任状 	<ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート 車検証 所有者の印鑑 または委任状、法人の場合 は法人の印鑑
二輪車 (126cc～250cc)	社団法人福島県軽自動車協会 いわき支所 ☎0246-72-0656 (いわき市中部工業団地4-4)		
二輪の小型自動車 (251cc以上)	東北運輸局福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2016 (いわき市内郷綴町舟場1-135)		

※軽自動車（四輪乗用・四輪貨物・二輪）や二輪の小型自動車については、「福島県自家用自動車協会棚倉支部（☎33-3028）」でも代行手続きができます。

▶お問い合わせ 税務課 課税徴収係 ☎33-2118

テレビのアナログ放送は、3月31日に終了します

地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送対応の受信機（地上デジタルテレビの購入、または、アナログテレビへの地デジチューナー取り付け等）とUHFアンテナの設置などの方法があります。アナログ放送終了時期が近づきますと、地デジ対応のテレビや地デジチューナーが品薄になったり、アンテナの設置・調整等の工事が集中し、間に合わなくなる可能性があります。できる限り早めの対応をお願いします。

地デジのことなら、デジサポ福島（総務省 福島県テレビ受信者支援センター）で、なんでも、聞いてください！

▶お問い合わせ デジサポ福島 ☎024-505-1010



「広報たなぐら」「棚倉町ホームページ」への有料広告を募集しています

▶掲載内容

種 類	掲載位置・規格	掲載料
広報たなぐら	各ページの下1段(縦45mm×横174mm)	12,000円／1回
	各ページの下1段の2分の1相当(縦45mm×横86mm)	6,000円／1回
棚倉町ホームページ	トップページの右部・下段 縦60ピクセル×横180ピクセル 40キロバイト以内のJPEG形式またはGIF形式	10,000円／1ヶ月 (1ヶ月…月初め～月末)

- ▶掲載基準 町の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのある広告、政治活動・宗教活動・意見広告及び個人の名刺広告、公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告は掲載できません。
- ▶申込方法 指定の申込書に必要事項を記入し、広告の原稿を添えて企画情報課まで郵送または持参してください。申込書は町のホームページ(<http://www.town.tanagura.fukushima.jp/>)からダウンロードできます。
- ▶申込期限 掲載月の前々月末が申込期限となります。4月に掲載を希望する場合は、2月末までにお申し込みください。詳しくは町のホームページをご覧ください。お問い合わせください。
- ▶お問い合わせ・お申し込み 企画情報課 企画係 ☎33-2112 (〒963-6192 棚倉町大字棚倉字中居野33)

マイコプラズマ肺炎について

厚生労働省より、マイコプラズマ肺炎の患者数が過去10年間で最も高い報告数で推移しているとの情報提供がありました。

マイコプラズマ肺炎とは、「マイコプラズマ」という細菌に感染することによって起こる呼吸器感染症で、発熱や全身倦怠感(だるさ)、頭痛、せきなどの症状が見られます。発熱に続いて咳が出現し、熱が下がった後も咳が長期間(3～4週間)続くのが特徴です。感染してから発症するまでの潜伏期間は長く、2～3週間くらいとされています。

感染防止のために、普段から手洗いを心がけましょう。また、咳の症状がある場合は、マスクを着用するなど咳エチケットを守りましょう。

※厚生労働省のホームページに「マイコプラズマ肺炎に関するQ&A」が掲載されています。

マイコプラズマ肺炎に関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou30/index.html>

▶お問い合わせ 健康福祉課(保健福祉センター) ☎33-7801



就学援助費制度のお知らせ

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費等の援助を行う制度です。認定された場合に援助が受けられます。

▶援助の対象者 棚倉町民で、町内の小学校または中学校に在籍する児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する方

- 要保護…生活保護を受けている世帯
- 準要保護…生活保護は受けていないが、これに準ずる世帯
例：町民税が非課税、児童扶養手当を受けている等で世帯全員の前年中の合計所得金額が基準金額以下の世帯(基準金額は、家族構成や年齢によって異なります。)

▶申請手続 通学している学校または教育総務課にご相談ください。

相談後、必要書類を整え学校へ提出してください。

▶援助の認定 教育委員会が提出書類を審査、認定します。

なお、認定後、申請と事実と違いがある事がわかったときには、直ちに援助費を返納していただき、認定を取り消します。



▶お問い合わせ 【棚倉小学校 ☎33-3144】 【社川小学校 ☎33-3351】 【高野小学校 ☎35-2005】
【近津小学校 ☎33-2154】 【山岡小学校 ☎33-3010】 【棚倉中学校 ☎33-3176】
【教育総務課 ☎33-7881】

平成24年 春季全国火災予防運動実施について

実施期間 3月1日(木)～7日(水)

全国统一防火標語 「消したはず 決めつけしないで もう一度」



「すべての住宅（寝室・階段）に
“住宅用火災警報器”の設置を！」
煙や熱を感知して、
警報（音や音声等）で火災発生を知らせます。

火災から尊い生命と貴重な財産を守るために
早期の設置をお願いします。

（平成23年6月からすべての住宅に設置義務）

▶お問い合わせ 棚倉消防署 ☎33-4522
（火災・救急・救助は119番）



介護予防講演会のお知らせ

演題：「心豊かに生きる」
～被災地支援活動を通して～

- ▶日時 3月4日(日)
午後1時30分～3時
- ▶場所 保健福祉センター
- ▶講師 心理療法士 近藤 美智子 先生
(福島スクールソーシャルワーカー協会員)

※聴講希望の方は、健康福祉課までお申し込みください。

▶お問い合わせ・お申し込み
健康福祉課（保健福祉センター）
☎33-7801

歴史講座のお知らせ

- ▶日時 3月9日(金)
午後1時30分～3時
- ▶場所 文化センター（倉美館）
- ▶演題 「県内の天然記念物と大ケヤキ」（仮）
- ▶講師 榎村 利道 先生

〔福島大学名誉
教授・理学博士〕

※入場料、事前の申し込みは
不要ですので、開講時間ま
でにご入場ください。

▶お問い合わせ
教育委員会 生涯学習課
☎33-0111



法律相談（無料）のご案内

- ▶相談内容
不動産登記や会社登記、相続・遺言、多重債務、
少額の裁判、成年後見等に関する法律相談、震
災による困りごと相談など
 - ▶開催日時
3月1日(木) 午後5時～8時
 - ▶場所
マイタウン白河2階（白河市本町2）
- ※事前に予約（祝日を除く月曜日～金曜日の午前
10時～午後12時30分、午後1時30分～4時）を
お願いいたします。緊急を要するものについて
は、最寄りの相談員を紹介します。
- ▶お問い合わせ・予約先
白河司法書士総合相談センター
☎0248-23-1785

原子力損害賠償に関する弁護士に よる巡回法律相談について

- ▶日程
2月23日(木)、3月1日(木)、3月8日(木)、
3月15日(木)、3月22日(木)
 - ▶時間
午後1時30分～3時30分
(1相談あたり30分程度)
 - ▶場所
白河商工会議所「会議室」(白河市道場小路96-5)
- ※相談は無料ですが、電話予約制です。
予約受付先☎024-523-1501（毎日：午前8時30
分～午後9時）までご連絡ください。
- ▶お問い合わせ
福島県 県南地方振興局 ☎0248-23-1524



町内放射線測定値を報告します

総合体育館	赤館公園	14区コミュニティセンター
1/31 0.20/0.21	1/31 0.28/0.30	1/31 0.24/0.29
花園集会所	中豊駅前	金沢内野球場
1/31 0.19/0.29	1/31 0.20/0.24	2/1 0.29/0.36
板橋集会所	一色集会所	堤集会所
2/1 0.24/0.31	2/1 0.29/0.37	2/1 0.22/0.32
小菅生集会所	どろぼう坂	小爪・祝部内集会所
2/1 0.27/0.36	2/1 0.48/0.79	2/1 0.25/0.41
山際集会所	下大梅集会所	漆草集会所
2/1 0.29/0.44	2/1 0.21/0.17	2/1 0.21/0.24
八槻第4集会所	中山本集会所	山本不動尊駐車場
2/3 0.19/0.24	2/3 0.19/0.21	2/3 0.31/0.51
双ノ平屯所	下流集会所	山田集会所
2/3 0.17/0.20	2/3 0.16/0.21	2/1 0.17/0.23

※左:地上1m/右:地上10cmでの測定値(単位: μSv)

▶お問い合わせ 住民課 ☎33-2116

3月の各種相談のご案内

心配ごと相談

	民生委員	弁護士
開催日	12日(月)	15日(木)
時間	午前9時～正午	午前10時～午後3時
場所	保健福祉センター	相談室
お問い合わせ	町社会福祉協議会	☎33-2623

心の健康相談

開催日	1日(木) ※予約制
時間	午後1時30分～3時
場所	県南保健福祉事務所
お問い合わせ・お申し込み	県南保健福祉事務所 障がい者支援チーム ☎0248-22-5649

1月の町内交通事故発生状況

区分	今年	昨年	増減
件数	4	5	▲1
死者	0	0	0
負傷者	6	6	0

1月の町内街頭犯罪発生状況

対象犯罪	今年	昨年	増減
空き巣	0	1	▲1
忍び込み	0	0	0
車上ねらい	0	0	0
自動販売機ねらい	0	0	0
自動車盗	0	0	0
オートバイ盗	0	0	0
自転車盗	1	4	▲3
計	1	5	▲4

棚倉警察署調

税の無料相談会の開催について

- ▶日時 2月23日(木)
午前10時～午後4時
- ▶場所 白河市産業プラザ人材育成センター
1階 研修室
(白河市中田140)
- ▶お問い合わせ
東北税理士会 白河支部
☎0248-23-2646



必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

常用・臨時・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、福島県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金件名	最低賃金額(円)	効力発生效年月日
	1時間	
福島県最低賃金	658円	平成23年11月2日
非鉄金属製造業	770円	平成24年1月19日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	724円	平成24年1月19日
輸送用機械器具製造業	758円	平成23年12月16日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	757円	平成23年12月18日
自動車小売業	754円	平成23年12月15日

※実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

▶お問い合わせ
福島労働局賃金室 ☎024-536-4604



JIS Q 14001:2004



CM001

国際環境規格 ISO14001取得